平成２３年（フ）第３４９２号
大阪府東大阪市善根寺町６丁目１番13号
債務者　河村　美保（旧姓鳥谷・松浦）
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５３０号
大阪市都島区御幸町１丁目７番１―210号
債務者　兵頭　政範
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５４５号
大阪市淀川区西宮原３－３－３　ファミールハイツ北大阪３号棟227号室、住民票上の住所大阪市淀川区西三国４丁目９番２号　串楽内
債務者　小吹　節男
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５８２号
大阪市浪速区桜川２丁目９番24号　セレーノ302号
債務者　木下チエこと　金　　志鎭
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５９９号
大阪市平野区喜連１丁目９番31号
債務者　相坂　　績
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６０５号
大阪市東淀川区豊里３丁目15番19―902号
債務者　杉中チエミ
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６０６号
大阪市西淀川区出来島１－８―21―504、住民票上の住所兵庫県尼崎市西川１丁目５番１―409号
債務者　野本　悦子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６１０号
大阪市港区夕凪１丁目４番12号　佐藤マンション205号
債務者　吉田　保子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６１２号
大阪市住吉区長居４丁目３番27号　スリータートスマンション203号
債務者　湯浅　良子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６１４号
大阪市阿倍野区松虫通１丁目７番18号　ロイヤルコート松虫301号
債務者　舞田　明美
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１３号
札幌市北区北30条西11丁目１番22号　ル・ノールトラント203号
債務者　吉田実由貴
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９２８号
札幌市西区発寒14条２丁目１番24号　木浪鉄筋木星寮
債務者　境　　真一
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９６０号
札幌市白石区北郷３条６丁目７番５号　ハイドパーク202号
債務者　神野まさえ（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９７８号
札幌市東区北23条東13丁目１番７号　みどりマンションヨン２―３
債務者　佐藤　幸一
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９９６号
北海道千歳市旭ヶ丘３丁目５番３号
債務者　吉田　　充
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１００８号
札幌市北区拓北５条３丁目４番６号
債務者　荒牧　昭子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０１７号
札幌市南区簾舞５条２丁目９番12号
債務者　青木　美樹
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部